

第4次岬町障害者基本計画 第6期岬町障害福祉計画 第2期岬町障害児福祉計画（概要版）

第1章 計画策定に当たって

（1）計画策定の趣旨

■本町では、「岬町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての住民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和3（2021）年度を初年度とする「第4次岬町障害者基本計画・第6期岬町障害福祉計画・第2期岬町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■また、平成29（2017）年に「岬町手話言語条例」を施行し、住民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。

（2）計画の位置づけ・計画の期間

■障害者基本計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める中長期計画として位置づけています。

■障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める3か年計画として位置づけています。

令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度
第4次障害者基本計画					
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

■身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。

平成27（2015） 年度	平成28（2016） 年度	平成29（2017） 年度	平成30（2018） 年度	令和元（2019） 年度
864人	825人	805人	783人	768人

■療育手帳所持者数は、平成30（2018）年度以降おおむね横ばいとなっています。

平成27（2015） 年度	平成28（2016） 年度	平成29（2017） 年度	平成30（2018） 年度	令和元（2019） 年度
149人	153人	163人	163人	165人

■精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しており、2019（令和元）年度には112人となっています。

平成27（2015） 年度	平成28（2016） 年度	平成29（2017） 年度	平成30（2018） 年度	令和元（2019） 年度
102人	100人	107人	91人	112人

第3章 第4次岬町障害者基本計画

第一次計画の基本理念を引き継ぎながらもさらに発展させ、障がいの有無に関わらず、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な「地域共生社会」の実現を目指します。

(1) 基本理念

だれもが互いに認め合い 支え合い共に生きるまちづくり

(2) 基本目標

基本目標1	障がい者の尊厳の保持
基本目標2	社会的障壁の除去
基本目標3	障がい者差別の禁止
基本目標4	共生社会・インクルーシブな社会の推進
基本目標5	多様な主体による協働

(3) 施策体系

分野別施策	基本方向
1 地域における生活の維持・福祉サービスの推進	1.地域生活支援施策の充実 2.さまざまな日中活動の場の確保 3.医療と福祉・介護の連携の促進 4.実態に即した計画相談支援の実施 5.入所施設・病院から地域生活への移行の推進 6.サービスの量と質の確保
2 保健・医療の充実	1.障がいの原因となる疾病予防や障がい・発達障害の早期発見 2.保健サービス、精神保健福祉相談の充実 3.広域的な医療体制の確保
3 療育・保育・教育の充実	1.継続した療育のための関係機関の連携 2.児童一人ひとりに合った特別支援教育の充実 3.放課後対策の充実 4.進路指導の充実 5.療育・保育・教育に携わる人材の資質向上
4 雇用・就労支援の強化	1.就労支援関係機関との連携の促進 2.「優先調達方針」の策定と推進 3.一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援 4.福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大 5.就労に伴う日常生活支援
5 生活環境の整備・改善	1.バリアフリー化の推進 2.障がい者にやさしいアクセス面の整備 3.ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発 4.それぞれのニーズに配慮した住まいの確保 5.緊急時・災害時対策の推進
6 相談支援・情報提供体制の確保	1.サービスや事業者に関する情報提供の充実 2.円滑な情報受発信体制づくり 3.総合的な相談拠点の充実 4.発達障害・難病など多様な相談機能の強化 5.相談機関のネットワークの構築 6.人材の確保・育成
7 社会参加活動の促進	1.当事者団体等との連携による文化・スポーツ・レクリエーションの機会の充実 2.地域での交流・移動・外出に係る支援の充実 3.学習環境の整備 4.障がい者の活動をサポートするボランティア活動への支援
8 差別の解消及び人権擁護	1.障害者差別解消法を踏まえた啓発活動の推進 2.交流の促進 3.ソフト・ハード両面の社会的障壁の撤廃 4.人権教育の推進 5.障がい者の権利擁護の強化 6.障がい者虐待防止の啓発
9 情報化社会への対応	1.情報バリアフリーの推進 2.ICTに関する情報提供の充実

第4章 第6期岬町障害福祉計画・第2期岬町障害児福祉計画

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和5（2023）年度末における数値目標を設定しました。

（1）第6期障害福祉計画成果目標（令和5年度末の目標）

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活移行者数2人（令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標）
- ・施設入所者数の削減数1人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数20人以下
- ・精神病床における早期退院率 入院後3か月69%以上 入院後6か月86%以上 入院後1年9%以上

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点として、令和3年度から住民のニーズを踏まえ、阪南市と共同設置します。
- ・各年1回以上運用状況の検証・検討を実施します。

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・年間一般就労移行者数2人 ・就労移行支援事業からの一般就労0人
- ・就労A型事業からの一般就労2人 ・就労B型事業からの一般就労0人
- ・就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合7割以上
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所7割以上
- ・就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額16,500円

⑤相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置有
- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言、指導1件
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援1件 ・地域の相談機関との連携強化の取組1回

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修1人
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果有1回
- ・障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数1回

（2）第2期障害児福祉計画成果目標（令和5年度末の目標）

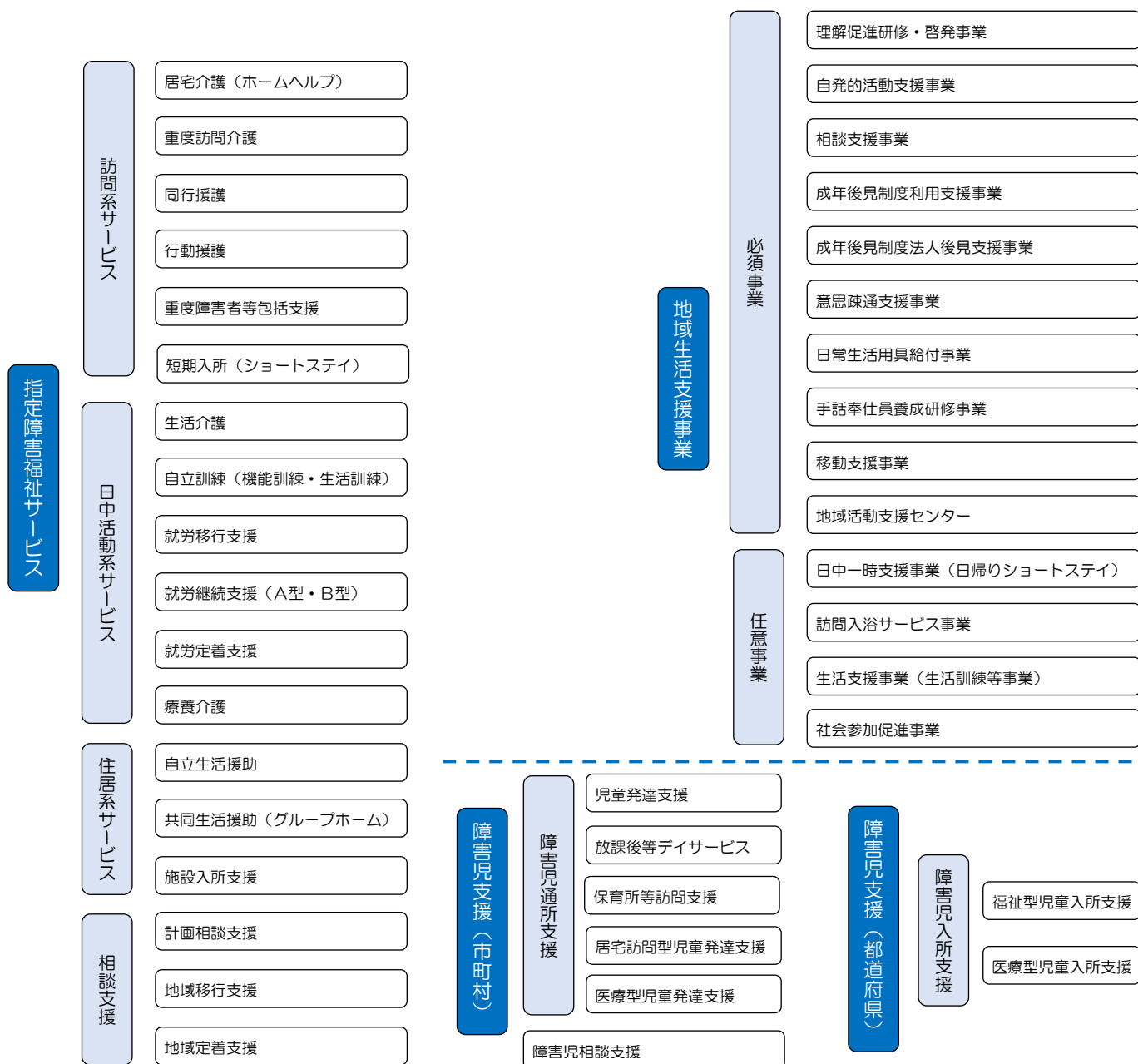
- ・児童発達支援センターの設置1か所 ・保育所等訪問支援の充実1か所
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所1か所 ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場有（設置済）
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーター有 福祉関係1人 医療関係1人

(3) 障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービスの利用量については、第5期計画期間中、サービス提供事業者の参入状況に大きな変化はなく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第5期計画期間中における利用実績を踏まえ見込量を設定しています。

障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量の算定に当たっては、各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本としています。

$$\text{サービス見込量} = \text{実利用見込者数} \times 1 \text{人当たり月平均利用量} [\text{日数} \cdot \text{時間}]$$



第4次岬町障害者基本計画 第6期岬町障害福祉計画 第2期岬町障害児福祉計画（概要版）

■ 発行年月 / 令和3（2021）年3月

■ 発行・編集 / 岬町 しあわせ創造部 福祉課・子育て支援課 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000番地1

TEL : 072-492-2700（福祉課） 072-492-2709（子育て支援課） FAX : 072-492-5814

URL : <http://www.town.misaki.osaka.jp/> ★計画書本編は岬町ホームページでご覧いただけます。